平成２２年（フ）第９２８号
大阪府岸和田市磯上町３丁目15番16号
債務者　西山メリヤスこと　西山　正来
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９２９号
大阪府岸和田市磯上町３丁目15番16号
債務者　西山　澄江
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９３８号
大阪府泉佐野市鶴原927番地の１－１－108
債務者　浜田　致幸
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９７３号
大阪府和泉市府中町３丁目２番18号
債務者　小川　晃平
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９８２号
大阪府岸和田市南上町１丁目24番２号、前住所大阪府岸和田市南町45番５号
債務者　西田　直美
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９９７号
大阪府和泉市鶴山台２丁目10番47―502号
債務者　二宮　一正
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９９９号
大阪府岸和田市箕土路町１丁目９番16号
債務者　百田　洋子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１００７号
大阪府泉佐野市鶴原1968番地の１、前住所大阪府貝塚市澤571番地１二色の浜グリーンハイツ108号
債務者　伊藤　富夫
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１００８号
大阪府和泉市幸３丁目17番71―403号
債務者　坂口美奈子（旧姓東）
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０１２号
大阪府泉大津市助松町１丁目11番８号
債務者　横田　弘二
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０１８号
大阪府和泉市池田下町1787番地、前住所大阪府富田林市桜ケ丘町８番３号
債務者　山田美智子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０２１号
大阪府阪南市自然田880番地の１―104号、前住所さいたま市桜区栄和１丁目１番21号エスポワール参番館205
債務者　川向久美子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０２３号
大阪府泉佐野市葵町４丁目３番３号
債務者　中野　由香（旧姓末次）
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０２４号
大阪府岸和田市別所町３丁目11番10―404号、前住所大阪府岸和田市別所町３丁目20番７号
債務者　小西　恵司
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０２５号
大阪府和泉市伯太町２丁目33番17―202号
債務者　天辰　志穂
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０３５号
大阪府泉大津市河原町６番61号、住民票上の住所大阪府泉大津市なぎさ町２番７―1207号
債務者　濵口　博昭
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０４３号
大阪府泉南郡熊取町野田３丁目353番地の１―404
債務者　具志堅義仁
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４４６号
香川県高松市十川東町1475番地７
債務者　郷田みね子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係